

はじめに

- 1 死後事務委任契約
- 2 他の契約や制度による死後事務の対応について
- 3 死後事務委任契約の利用実態
- 4 死後事務委任契約の流れ【チェックリスト】
【モデル条項<死後事務委任契約書>】

第1章 死後事務委任契約締結時の落とし穴

1 本人の意思能力の有無

- 【1】委任者の意思能力がなくても推定相続人が承諾していれば死後事務委任契約は締結してもよい!?

2 死後事務委任契約の内容

- 【2】委任契約は委任者の死亡で終了するため、死後事務委任契約は効力を有しない!?
- 【3】死後事務委任契約の受任者は、委任事務に違反した場合には必ず損害賠償責任を負う!?
- 【4】長期にわたる死後事務であっても委任事務とすることができる!?
- 【5】死後事務委任契約の内容は自由に決めてよい!?
- 【6】死後事務委任契約の受任者は、委任事務の履行を他人に任せるとはできない!?
- 【7】「全ての財産を相続人Bに相続させる」という遺言書があっても問題なく死後事務委任契約を受任できる!?

3 死後事務委任契約の内容の理解

- 【8】死後事務委任契約の内容を読み聞かせなければならぬ!?

4 親族等協力者の存否及びその協力の有無

- 【9】契約の締結に当たっては、推定相続人を関与させる必要はない!?

5 その他

- 【10】任意後見人は死後事務を行うことができる!?
- 【11】成年後見人が行うことができる死後事務には何かがある!?
- 【12】法人は死後事務委任契約の受任者になることはできない!?
- 【13】死後事務委任契約は公正証書によって作成しなければならない!?
- 【14】受任者が行う死後事務の処理状況を監督する方法はない!?

第2章 死後事務委任契約履行時の落とし穴

1 契約締結後、委任事務履行前後の報告

- 【15】委任者が死亡した事実を把握することが遅れても問題はない!?
- 【16】受任者は、死後事務委任契約締結後、委任者又は委任者の相続人に対し、定期的に連絡・報告をする必要はない!?
- 【17】死後事務を遂行する際に、委任者の相続人への通知や連絡は不要!?

2 葬儀・法要に関する事務

- 【18】成年後見人と死後事務委任契約の受任者のいずれもが葬儀の手配をしていた場合に、どちらが優先する!?
- 【19】葬儀会社に任せておけば問題なく火葬までできる!?

3 行政官庁等への届出に関する事務

- 【20】受任者は、死後事務委任契約を根拠に行政官庁等への届出をすることができる!?

4 病院・施設・自宅の処理に関する事務

- 【21】死後事務委任契約に相続債務の弁済の定めがなくとも医療費や老人ホーム等の施設利用料等は精算してよい!?
- 【22】死後事務委任契約を根拠として委任者の父母の写真や遺影を廃棄してもよい!?
- 【23】死後事務委任契約を根拠として高級腕時計を引き渡すことは問題ない!?
- 【24】死後事務委任契約を根拠に、電気、ガス、水道等の利用契約その他の継続的な役務提供契約の解約等の手続を履行できる!?
- 【25】死後事務委任契約の受任者は、委任者が賃借していた自宅の明渡しを問題なく履行することができる!?

5 ペットに関する事務

- 【26】死後事務委任契約の受任者はペットの引取先を自由に決められる!?

6 預貯金等の処理に関する事務

- 【27】死後事務委任契約の受任者は証券口座を解約できる!?

7 報酬・諸費用の支払に関する事務

- 【28】死後事務委任契約において受任者は報酬を請求できる!?
- 【29】死後事務委任契約の受任者は自らの報酬を委任者の預り金から支出できる!?
- 【30】死後事務に要する費用は受任者が立て替える必要がある!?
- 【31】死後事務委任契約を締結する際に預託された預り金に余剰又は不足が生じた場合はどうすればよい!?

第3章 死後事務委任契約終了時の落とし穴

- 【32】死後事務委任契約の受任者が死亡したとしても当該契約は終了しない!?
- 【33】死後事務委任契約は、いつでも解除できる!?
- 【34】履行不能な委任事務が含まれていた場合には、契約を解除できる!?
- 【35】受任者は、死後事務委任契約における委任事務の終了に当たって、金銭や物品等の返還、報告の必要はない!?
- 【36】死後事務委任契約の受任者は相続財産清算人の選任を申し立てることができない!?

事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

誤解・誤認による「思わぬ不具合」を防ぐ!

実務家が陥りやすい 死後事務委任契約の落とし穴

編集代表

尾島 史賢 (弁護士・関西大学大学院法務研究科教授)

編集委員

溝上 絢子 (弁護士)

仲谷 仁志 (弁護士)



◆ 財産管理契約、任意後見制度、遺言などと一体的に利用される死後事務委任契約について、契約の締結から履行、終了時におけるありがちな「誤認例」を取り上げています。

◆ 間違いが生じる要因を示しつつ、正しい処理を行うために必要な法的論点や実務上の留意点を解説しています。

◆ 弁護士や司法書士はもちろん、法律の専門家ではない社会福祉士など、死後事務委任契約の受任者すべてが利用できる内容です。

A5判・総頁202頁
定価2,750円 (本体2,500円)
送料410円
ISBN978-4-7882-9237-6

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigy@sn-hoki.co.jp



詳細はコチラ!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈电子版〉

定価 2,530円 (本体 2,300円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。

「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ(無償)をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

Q 2 認知症の行動・心理症状 (BPSD) とは

Q 認知症の行動・心理症状にはどのようなものがありますか。

A 認知症の行動症状としては、興奮・暴言・暴力・拒絶・異食などが挙げられます。また、心理症状としては、アパシー・抑うつ・不安・幻覚・睡眠障害などがあります。

解説

1 BPSD (Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia) とは
BPSDとは、「知覚、思考内容、気分や行動の障害といった、認知症患者にしばしば出現する症状」のことで、中核症状と密接に関わっており、環境・身体・心理要因などとの相互作用で生じます。BPSDは認知症が軽度の頃から存在し、以下のような多様な症状を包含します。

行動症状：興奮、粗暴行為 (暴言・暴力)、拒絶、徘徊、常同行為、不潔行為、ため込み、異食など
心理症状：アパシー、抑うつ、不安、幻覚、妄想、多幸性、脱抑制、易刺激性・易怒性、睡眠障害など

対応としては、患者の心理状態、環境、性格、行動パターン、人生観などを検討し、非薬物的介入を試み、それでは不十分で、自他を危害に晒す緊急性の高い事態や症状の深刻な増悪の可能性が高い場合には、薬物療法を検討します。

- (1) BPSDの行動症状
・拒絶：周囲・介護者からの働きかけを被害的に受け止めたり妄想的

Q 68 遺言能力の判断に改訂長谷川式簡易知能評価スケールを用いる場合の留意点は

Q 遺言能力の判断資料の一つとして、改訂長谷川式簡易知能評価スケールが用いられることがあります。その場合の留意点について教えてください。

A 改訂長谷川式簡易知能評価スケールは、認知症の疑いや認知能力の低下を検査するスクリーニングテストであって、その点数で重症度を判定することは目的とされていないといわれています。遺言能力の判断は、医学的判断要素が重視される傾向はあるものの、あくまで法的判断であり、諸般の事情から総合的に判断するのが判例の傾向です。したがって、判例は、改訂長谷川式簡易知能評価スケールを過度に重視することはなく、点数が低くても遺言能力が肯定される事例もあり、逆にある程度の点数があっても遺言能力が否定される事例もあり、重要なのは医学的判断のほか、遺言の難易・複雑性、遺言の合理性、遺言者と相続人・受遺者の人的関係、遺言に至る経緯などの諸般の事情ということになります。

解説

- 1 改訂長谷川式簡易知能評価スケールの概要
長谷川和夫医師によって1974年に開発され、1991年に改訂された長

内容見本 (A5判縮小)

Q 28 認知症が疑われる親と福祉関係者などによる養子縁組、預貯金の引き出しの留意点は

Q 認知症が疑われる親が、福祉関係者などと養子縁組をして、多額の預貯金が引き出されている場合、どうしたらよいでしょうか。

A 縁組時に意思能力がなかったり、縁組意思を欠く場合は、縁組は無効になります。養子縁組無効確認訴訟を提起します。多額の預貯金を引き出している場合には、不法行為等の請求をして、払い戻されている預貯金を取り戻します。

解説

1 問題の所在
福祉関係者や他人が、親切心を装ったり、交際を持ちかけるなどして一人暮らしの親の家に入りし、家族が知らないうちに養子縁組をした上で多額の預貯金を引き出したり、不動産を処分している場合があります。

2 養子縁組が無効になる場合

Case 2 認知症を発症し、施設に入所している者の成年後見人が、家庭裁判所の許可なく、その者の所有家屋を売却したケース

ケース
会社を経営していたA (85歳) には、先妻との間の子Bがあり、再婚したCの実子Dと養子縁組をしています。AはCと再婚した際、自宅にBを住ませ、自分はC所有の家でCと同居していましたが、数年前に認知症を発症したことから、Cの申立てにより成年後見開始審判がなされて、E弁護士が成年後見人に選任され、要介護度が高くなったことから近年施設に入所しています。ところが最近、Aの会社がコロナ禍で営業不振となったことから、CはA所有の家屋を売却して資金を捻出する必要に迫られ、家屋に住んでいるBに買取りを提案しましたが断られたことから、E弁護士に相談したところ、これを聞いたDが買受けの申入れをしてみました。E弁護士は、Bが住んでいるA所有の居宅に今後Aが住む予定はないことから、家庭裁判所の許可は不要と判断してDに売却したところ、Dはかねてから不仲のBに退去を求めましたが、Bは家裁の許可がないので無効と主張しています。

ポイント

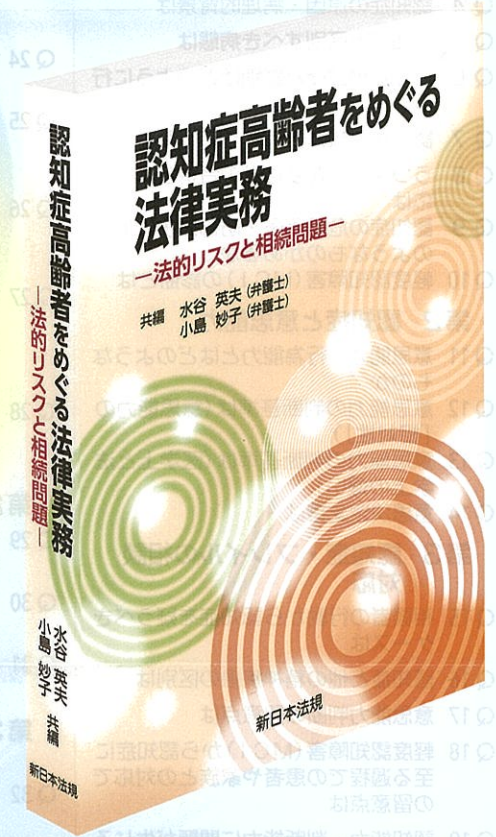
- 成年後見人が「居住用不動産」を処分するには、家庭裁判所の許可を得なければならない
□「居住用不動産」とは、成年被後見人が生活の本拠として現に居住の用に供しており、又は居住の用に供する予定がある不動産を意味する。さらに、居住の用に供する具体的な予定があるわけではないが、将来において居住の用に供する可能性がある

急増する認知症問題を弁護士・医師が説く!

認知症高齢者をめぐる法律実務

—法的リスクと相続問題—

共編 水谷 英夫 (弁護士)
小島 妙子 (弁護士)



- ◆財産管理や各種契約、相続など、認知症高齢者を取り巻く法律問題を幅広く取り上げています。
◆認知症問題に詳しい弁護士が、相談対応に必要な知識や具体的な対応、手続上の留意点を解説しています。
◆医師も執筆に加わり、医学的エビデンスに基づく認知症の特性等にも言及しています。

A5判・総頁422頁
定価 5,500円 (本体 5,000円) 送料460円
ISBN978-4-7882-9184-3

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!
〈電子版〉
定価 4,950円 (本体 4,500円)

パソコン スマートフォン タブレット で閲覧いただけます。
「新日本法規アプリ」での閲覧は、iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playよりアプリ (無償) をインストールし、電子書籍をダウンロードしてご利用ください。
ブラウザでの閲覧は、ストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。

